別表における留意事項

- I. 「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先 に区分することをいう。
- Ⅱ. 自己査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に分けることを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産(Ⅰ分類資産)を「非分類資産」という。
- Ⅲ. 「債権区分」とは、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第6条第2項の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」(平成 10 年金融再生委員会規則第2号。以下「金融機能再生緊急措置法施行規則」という。)第4条に定める資産の査定の基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。

Ⅳ. 自己査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類する。

- 1. Ⅰ分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。
- 2. Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含む と認められる債権等の資産」である。なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものとがある。
- 3. Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。ただし、Ⅲ 分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積ることが 適当とされるものである。
- 4. Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、 また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

V. 自己査定における基準日

基準日は決算期末日である必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は原則として決算期末日の3カ月以内となっているかを検証する。 なお、債務者の状況の変化に応じて、適宜、信用格付、債務者区分及び分類区分等の見直しを行なっている場合は、信用格付等の見直しが適時適切に行われているかを検証する。

自己査定(別表1)

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法	債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(貸付有価証券、		(注)「貸付有価証券」とは、金
	外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、支払		融機能再生緊急措置法施行規
	承諾見返)をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。		則第4条第1項に掲げる「欄
	なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信		外に注記することとされてい
	用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則と		る有価証券の貸付けを行って
	して自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象		いる場合のその有価証券(使
	となる資産等の範囲が明確でなければならない。		用貸借又は賃貸借契約による
	なお、国際統一基準適用金融機関にあってはオフバランス		ものに限る。)」をいう。
	項目の自己査定を行うものとし、国内基準適用金融機関にあ		
	っては自己査定を行わなくとも差し支えないが、自己査定を		(注)「国際統一基準適用金融機
	行うことが望ましい。		関」とは、国際統一基準によ
			り自己資本比率を算定してい
(1) 基本的な考え方	債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、	債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で	る金融機関をいい、「国内基準
	信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金使途	債務者区分と整合的であるか(信用格付が行われている場	適用金融機関」とは、国内基
	等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、	合)、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金使途	準により自己資本比率を算定
	債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ	等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正	している金融機関をいう。以
	て、分類を行うものとする。	確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が	下同じ。
	ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債	正確に行われているかを検証する。	
	権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がない		(注)左記の「被管理金融機関」
	ものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とす		とは、預金保険法附則第16
	న 。		条第2項の認定が行われた金
	なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行		融機関をいう。以下同じ。
	うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行		
	わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入す		
	ることが望ましい。		
(2) 信用格付	債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の	(注)「信用格付業者」とは、金
	関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて	財務内容、信用格付業者の格付、信用調査機関の情報などに	融商品取引法第2条第36項に
	信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分	基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区	定める信用格付業者のことを
	と整合的でなければならない。	分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証す	いう。以下同じ。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		a .	
		また、被検査金融機関内部のデータに基づき信用格付を行	
		っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であ	
		るかを検証する。当該データが不十分と認められる場合に	
		は、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されている	
		かを検証する。	
		さらに、債務者の業況及び今後の見通し、信用格付業者に	
		よる当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者	
		の評価などに基づき、必要な見直しが定期的かつ必要に応じ	
		て行われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検	
		証されているかを検証する。	
(3) 債務者区分	 	信務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務	(注)「プロジェクト・ファイナ
	うに区分する。	者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検	ンス」とは、例えば、ノン・
		証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について	リコース・ローンのように、
		は、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付	特定のプロジェクト(事業)
		して分類を行うことに留意する。	に対するファイナンスであ
		債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収	って、そのファイナンスの利
		益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出	払い及び返済の原資を原則
		条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、	として当該プロジェクトか
		事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる	ら生み出されるキャッシ
		債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援	ュ・フロー (収益) に限定し、
		状況等を総合的に勘案し判断するものである。	そのファイナンスの担保を
		特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況	当該プロジェクトの資産に
		のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等	依存して行う金融手法であ
		の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産	る。以下同じ。
		内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の	(注)「債務者の実態的な財務内
		経営実態を踏まえて判断するものとする。	容」の把握にあたり、十分な
		また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、	資本的性質が認められる借
		単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者	入金は、新規融資の場合、既
		区分を決定することは適当ではない。なお、当該債務者の親	存の借入金を転換した場合

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今	のいずれであっても、負債で
		後の支援見込み等について十分検討する必要がある。	はなく資本とみなすことが
		さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体	できることに留意する。
		が民間金融機関の貸出に対して利子補給等を行うなどの政	(注)「キャッシュ・フロー」と
		策金融(以下「制度資金」という。)を利用している場合に	は、当期利益に減価償却など
		は、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも	非資金項目を調整した金額
		踏まえた上で、債務者区分の検討を行うものとする。	をいう。以下同じ。
			(注) 左記の適用に当たっては、
			「金融検査マニュアル別冊
			[中小企業融資編]」を参照。
① 正常先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段 の問題がないと認められる債務者をいう。	左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。	
② 要注意先	 要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条	 左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証す	
	件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実	る。	
	上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業	また、要注意先となる債務者について、要管理先である債	(注)「要管理先である債務者」
	況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある	務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当	とは、要注意先の債務者のう
	債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。	該区分が適切かを検証する。	ち、当該債務者の債権の全部
	また、要注意先となる債務者については、要管理先である	さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念	又は一部が要管理債権である
	債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望まし	先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状	債務者をいう。ただし、要管
	l',	況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としてい	理債権が貸出条件緩和債権の
		ないかを検証する。	みであり、貸出条件緩和債権
		イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、	の全てが、本別表 1.(3)(注)
		正常先と判断して差し支えないものとする。	又は「金融検査マニュアル別
		創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者と	冊[中小企業融資編]7.資
		は、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進	本的劣後ローンにおいて資本
		捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どお	とみなすことのできるとされ
		りであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をい	ている債権である債務者は、
		う。	「要管理先である債務者」に
		具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内	該当しない。以下同じ。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に	
		比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。	
		なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可	
		能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている	
		企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械	
		的・画一的に適用してはならない。	
		債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、	
		事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほ	
		か、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案	
		して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債	
		務者を直ちに要注意先と判断してはならない。	
		ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分	
		を正常先と判断して差し支えないものとする。	
		なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検	
		証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用	
		してはならない。	
		債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の	
		業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決	
		算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要	
		件を形式的に充たさない債務者を直ちに要注意先と判断	
		してはならない。	
		(イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のもので	
		あり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債	
		務者。	
		(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済	(注) 左記の適用に当たっては、
		能力について特に問題がないと認められる債務者。	「金融検査マニュアル別冊
		ハ. 「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手	[中小企業融資編]」を参照。
		形を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容	
		を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があ	
		ると認められる場合には、当該債務者は正常先と判断して	
		差し支えないものとする。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		なお、上記のイからハに該当しない債務者については、左	
		記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直	
		ちに要注意先と判断してはならない。	
③ 破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営	左記に掲げる債務者が破綻懸念先とされているかを検証	
	難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、	する。	
	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金	ただし、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が	
	融機関等の支援継続中の債務者を含む)をいう。	策定されている債務者については、以下の全ての要件を充た	
	具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過	している場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実	
	の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態	現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断	
	にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念が	して差し支えないものとする。	
	あり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営	なお、本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実	
	破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。	現可能性を検証するための目安であり、経営改善計画等が策	
		定されている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本	
		基準を機械的・画一的に適用してはならない。	
		債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業の継続	
		性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能	
		力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総	
		合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充た	
		さない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。	
		特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計	(注) 左記の適用に当たっては、
		画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の	「金融検査マニュアル別冊
		財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、	[中小企業融資編]」を参照。
		代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状	
		況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当	
		該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計	
		画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断	
		してはならない。	
		さらに、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策	
		定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を	
		経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して検討するも	
		のとする。	
		イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内で	
		あり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。	
		ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10	
		年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経	
		営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり(売上高等及び	
		当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されてい	
		ること) であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認め	
		られる場合を含む。	
		ロ. 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として	
		正常先となる計画であること。ただし、計画期間終了後の	
		当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力によ	
		り事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合	
		は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先	
		であっても差し支えない。	
		ハ. 全ての取引金融機関等(被検査金融機関を含む)におい	
		て、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正	
		式な内部手続を経て合意されていることが文書その他に	
		より確認できること。	
		ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことによ	
		り再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等(被検査	
		金融機関を含む)が支援を行うことにより再建が可能な	
		場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく	
		支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意さ	
		れていることが文書その他により確認できれば足りるも	
		のとする。	
		ニ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等	
		に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金	
		提供を伴うものではないこと。	
		ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	
		贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを	
		行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基	
		づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提	
		供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込	
		額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込	
		まれない場合を含む。	
		なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に	
		基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等	
		には含まれないことに留意する。	
④ 実質破綻先	実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生し	左記に掲げる債務者が実質破綻先とされているかを検証	
	ていないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通し	する。	
	がない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っ	法的・形式的には経営破綻の事実は発生していないが、自	
	ている債務者をいう。	主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行	
	具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容	っていないと認められる場合に、当該債務者を実質破綻先と	
	において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能	しているかを検証する。	
	力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な	イ.「金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定	
	債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが	されている債務者」のうち、経営改善計画等の進捗状況	
	ない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失	が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復	
	を被り(あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建	が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない	
	の見通しがない状況で、元金又は利息について実質的に長期	場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等	
	間延滞している債務者などをいう。	に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合	
		で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債	
		務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見	
		通しがない状況にある」ものとして、実質破綻先と判断	
		して差し支えないものとする。	
		ロ.「実質的に長期間延滞している」とは、原則として実質	
		的に6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認めら	
		れないものをいう。	
⑤ 破綻先	破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生してい	左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	る債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、	ただし、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等	
	民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破	の認可決定が行われた債務者については、破綻懸念先と判断	
	綻に陥っている債務者をいう。	して差し支えないものとする。さらに、更生計画等の認可決	
		定が行われている債務者については、以下の要件を充たして	
		いる場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性	
		が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し	
		支えないものとする。	
		更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分が原	
		則として概ね5年以内に正常先(当該債務者が金融機関等	
		の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保	
		することが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意	
		先であっても差し支えない)となる計画であり、かつ、更生	
		計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。	
		ただし、当該債務者の債務者区分が5年を超え概ね 10 年	
		以内に正常先(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せ	
		ず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な	
		状態となる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し	
		支えない)となる計画となっている場合で、更生計画等の	
		認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね	
		計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認めら	
		れる場合を含む。	
		なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた	
		債務者については、申立が行われたことをもって破綻先とは	
		しないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する	
		ものとする。	
(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下	 左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられてい	
(サグユニトストーみる調査	のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全され できる かんしゅう かんり はんしゅう かんしゅう かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん しゅんしゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん	全部に拘りるとあり、担保により保主指置が講じられてい	
	のとおり位分し、後長担保の処分可能見込顔により保主され ているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見	おものか区方され、担保計画及びその処方可能免込織の算出 が合理的なものであるかを検証する。	
	込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。	ス・ログH はない C のどのと、 A 18 m y で。	
	また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のと		

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	おりとする。		
① 優良担保		左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ.「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解 約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。 ロ.「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債 券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券 をいう。 (債券) (1) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債(公社・公団・公庫債等) (ハ) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特 殊法人、政府出資のある会社の発行する債券) (こ) 金融債 (お) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリ プルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行す るすべての債券 (ハ) 金融商品取引所上場銘柄の事業債を発行している会 社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に 選定されている事業債 (株式) (1) 金融商品取引所上場株式及び店頭公開株式、金融商品 取引所上場会社の発行している非上場株式	備考 (注)「決済確実な商業手形」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。 (注)「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」、等であっても、担保処分による場合には、優良担保とはみなされない。
		(ロ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発 行する株式	
		(n) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式	
		(外国証券) (イ) 外国金融商品取引所又は国内金融商品取引所の上場	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券 (ロ) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券 (ハ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及び地方公共団体の発行する債券 (エ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券 (本) 信用格付業者の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行している会社の発行する本式なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。 ハ.「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。	(注)「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、 国際復興開発銀行(IBRD)、国際金融公社(IFC)、米州開発銀行(IDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発銀行(AfDB)である。
② 一般担保	優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをいう。 例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。 動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の 客観性・合理性が確保されているものがこれに該当する。 債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保 されているものがこれに該当する。	左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。なお、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。 この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に	(注) なお、保安林、道路、沼などは抵当権設定があっても、原則として一般担保と見ることができないことに留意する。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設	
		定状況について適切な管理が必要である。	
		また、動産を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備さ	
		れていることのほか、数量及び品質等が継続的にモニタリン	
		グされていること、客観性・合理性のある評価方法による評	
		価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、当	
		該動産につき適切な換価手段が確保されていること、担保権	
		実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立して	
		いることを含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の	
		客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合	
		理的に見込まれるかを検証する。	
		また、債権を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備さ	
		れていることのほか、当該第三債務者(目的債権の債務者)	
		について信用力を判断するために必要となる情報を随時入	
		手できること、第三債務者の財務状況が継続的にモニタリン	
		グされていること、貸倒率を合理的に算定できること等、適	
		切な債権管理が確保され、回収(第三者への譲渡による換価	
		を含む)が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検	
		証する。	
③ 担保評価額	 客観的・合理的な評価方法で算出した評価額(時価)をい	担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されている	
	5.	かを検証する。	
		なお、担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の	
		比較分析、償却・引当などとの整合性のほか、処分価格の検	
		│ │ 証において、担保不動産の種類別・債務者区分別・処分態様	
		 別・実際の売買価額の傾向など、多面的な視点から検証を行	
		う必要がある。	
		また、担保評価においては、現況に基づく評価が原則であ	
		り、現地を実地に確認するとともに権利関係の態様、法令上	
		の制限(建築基準法、農地法など)を調査の上で適切に行う	
		必要があり、また土壌汚染、アスベストなどの環境条件等に	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		も留意する。	
		イ. 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先であ	
		る債務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し	
		(再評価又は時点修正。以下同じ。) は、個別貸倒引当金	
		は毎期必要額の算定を行わなければならないこととされ	
		ていることから、公示地価、基準地価、相続税路線価な	
		ど決算期末日又は仮基準日において判明している直近の	
		データを利用して、少なくとも年1回は行わなければな	
		らず、半期に1回は見直しを行うことが望ましい。	
		また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債	
		権の担保不動産の評価額についても、年1回見直しを行	
		うことが望ましい。	
		担保評価額が一定金額以上のものは、必要に応じて不動	
		産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。	
		なお、賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たって	
		は、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、	
		原価法による評価、取引事例による評価を加えて行って	
		いるかを検証する。この場合において、評価方法により	
		大幅な乖離が生じる場合には、当該物件の特性や債権保	
		全の観点からその妥当性を慎重に検討する必要がある。	
		特に、特殊な不動産(ゴルフ場など)については、市場	
		性を十分に考慮した評価となっているかどうかを検証す	
		న 。	
		ロ. 担保の評価の方法を変更した場合には(例えば、評価	
		の基準を公示地価から相続税路線価に変更した場合な	
		ど)、評価の方法を変更したことの合理的な理由があるか	
		どうかを確認する。	
		ハ. 動産・債権担保の担保評価については、実際に行って	
		いる管理手段等に照らして客観的・合理的なものとなっ	
		ているかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
④ 処分可能見込額	上記③で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な	
	の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、	方法で算出されているかを検証する。	
	債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評	イ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保	
	価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額	評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるか	
	が等しくなる。	を検証する。具体的には、相当数の物件について、実際	
		に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較	
		し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかにつ	
		いての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的	(注)「資料」は、担保物件の種
		な根拠があるものとして取り扱うものとする。	類別に区分されていることが
		ロ. 直近の不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による	望ましい。
		鑑定評価額又は競売における買受可能価額がある場合に	(注)「鑑定評価額」とは、不動
		は、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保	産鑑定評価基準(国土交通事
		評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、	務次官通知)に基づき評価を
		債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価	行ったものをいい、簡易な方
		の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な	法で評価を行ったものは含ま
		場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているか	ない。
		を検証する。鑑定評価については、依頼方法、依頼先と	
		の関係についても留意する。	
		なお、不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による	
		鑑定評価額及び競売における買受可能価額以外の価格に	
		ついても、担保評価額の精度が高いことについて合理的	
		な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とす	
		ることができることに留意する。	
		ハ. 処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用してい	
		る場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。	
		(イ) 不動産の処分可能見込額の算出に使用する掛け目に	
		ついて、処分実績等が少ないとの事由により、掛け目	
		の合理性が確保されない場合は、次に掲げる値以下の	
		掛け目を使用しているかを検証する。	
		なお、安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存してい	
		ないかに留意する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
次日	日に且た本平の週別ほの快証	(不動産担保) 土地 評価額の70% 建物 評価額の70% (口) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (有価証券担保) 国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の90% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85%	(注)「その他の債券」とは、地 方債(公募債及び縁故債)、公 社債のうち政府保証のない債 券、金融債、金融商品取引所 に上場している会社の発行す る事業債、証券投資信託受益 証券をいう。
(5) 保証等による調整等	保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、II 分類とする。	一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の 取締役会において当該保証の承認手続が行われていないな ど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。 なお、自己資本比率規制上のリスクアセットを意図的に削 減するために行われる保証等及び決算期末日における不良 債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、当該保 証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっ ていない場合には、当該債権は保証等により保全されている とはみなされない。	
① 優良保証等	イ.公的信用保証機関の保証、金融機関の保証、複数の金融	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ.「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と	証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会、	
	金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団	農林漁業信用基金・農漁業信用基金協会等である。	
	体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証を	なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履	
	いう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状	行の範囲が100%ではないものがあることに留意す	
	況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及	る。	
	び自行(庫・組)が履行請求の意思がない場合には、優良	以下の場合は、「保証機関等の状況、手続不備等の事情	
	保証とはみなされない。	から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思が	
		ない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。	
		(イ) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行	
		っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁	
		済が受けられない場合(ただし、上記イの公的信用保証	
		機関を除く。)	
		(ロ) 保証を受けている金融機関が代位弁済手続を失念ある	
		いは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機	
		関等から代位弁済を拒否されている場合	
		(ハ) その他保証を受けている金融機関が保証履行請求を行	
		う意思がない場合	
	ロ. 一般事業会社の保証については、原則として金融商品取	ロ. 一般事業会社の優良保証については、金融商品取引所上	
	引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証	場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一	
	者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを	過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況	
	優良保証とする。	等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれ	
		る場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証	
		契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し	
		支えない。	
	ハ. 住宅金融支援機構の「住宅融資保険」などの公的保険の	ハ. 住宅融資保険以外の公的保険としては、貿易保険制度に	
	ほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険、	よる「輸出手形保険」及び「海外投資保険」がある。	
	等をいう。		
(a) 40 /D = T	(5 to 10 = 7 to 1) 0 0 = 7 to 1 0		
② 一般保証 	優良保証等以外の保証をいう。	左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。	
	例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社(上記①の	保証会社の保証能力の有無等の検証に当たっては、当該保	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	口を除く。)及び個人の保証をいう。	証会社の財務内容、債務保証の特性、自己査定、償却・引当、	
		保証料率等の適切性等を踏まえた十分な実態把握に基づい	
		て行う。また、保証が当該金融機関の子会社によるものであ	
		る場合において、例えば、当該子会社が親金融機関等から支	
		援等を受けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その	
		支援等を控除した場合等の状況についても踏まえることに	
		留意する。	
 ③ 保証予約及び経営指導念		一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証	
書		を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保	
		証予約等が債務保証及び保証類似行為として注記されてい	
		る場合、又はその内容が法的に保証と同等の効力を有するこ	
		とが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経て	
		いることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保	
		証能力を有するものについては、正式保証と同等に取り扱っ	
		て差し支えないものとする。	
(6) 分類対象外債権	 分類の対象としない債権は次のとおりとする。	左記に掲げる債権が分類対象外債権とされているかを検	
		証する。	
	① 決済確実な割引手形及び特定の返済財源により短時日の	① 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対す	(注)「特定の返済財源」とは、
	うちに回収が確実と認められる債権及び正常な運転資金と	る債権とされている債務者が振り出した手形は、自己査	近く入金が確実な増資・社債
	認められる債権。	定上は決済確実な割引手形として取り扱わない。	発行代り金、不動産売却代金、
	② 預金等及び国債等の信用度の高い有価証券等の優良担保	「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、	代理受領契約に基づく受入
	が付されている場合、あるいは預金等に緊急拘束措置が講	概ね1か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で	金、あるいは、返済に充当さ
	じられている場合には、その処分可能見込額に見合う債権。	確認できる場合をいう。	れることが確実な他金融機関
		② 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対す	からの借入金等で、それぞれ
		る運転資金は、自己査定上は正常な運転資金として取り扱	增資、社債発行目論見書、売
		わない。なお、要注意先に対する運転資金であっても、自	買契約書、代理受領委任状又
		己査定上は全ての要注意先に対して正常な運転資金が認	は振込指定依頼書、その他の
		められるものではなく、債務者の状況等により個別に判断	関係書類により入金の確実性
		する必要があることに留意する。	を確認できるものをいう

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の	(注)「正常な運転資金」とは、
		返済財源による返済資金が確実に自行(庫・組)の預貯金	正常な営業を行っていく上で
		口座に入金され、回収が可能と見込まれる債権について	恒常的に必要と認められる運
		は、回収の危険性の度合いに応じて判断する。	転資金である。
		一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資	
		金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たって	
		は、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の	
		中の不良在庫に対する貸出金は正常な運転資金とは認	
		められないことから、これらの金額に相当する額を控除	
		の上、算出することとする。	
		正常な運転資金	
		= 売上債権[売掛金+受取手形(割引手形	
		を除く)]	
		+棚卸資産(通常の在庫商品であって不良	
		在庫は除く)	
		一仕入債務[買掛金+支払手形(設備支手	
		は除く)]	
		複数の金融機関が運転資金を融資している場合に	
		は、被検査金融機関の融資シェアを乗じて算出する。	
	③ 優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認	③ 優良保証付債権の資金使途が運転資金であり、当該運転	
	められる保険・共済付債権。	資金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相	
		当額を超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相	
		当額を限度とする。	
	④ 政府出資法人に対する債権。	④ 政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方	
		公共団体が出資又は融資している債務者に対する債権	
		は、分類対象外債権として取り扱わず、原則として一般	
		事業法人に対する債権と同様の方法により分類されてい	
		るかを検証する。	
		具体的には、政府出資法人からの支援又は地方公共団体	
		からの支援が確実であることの合理的な根拠がある場合	
		は、当該支援内容を踏まえ、債務者区分の検討を行うも	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		のとし、単に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は	
		融資を行っていることを理由として非分類としていない	
		かを検証する。	
	⑤ 協同組織金融機関で、出資者の脱退または除名により、		
	出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合に		
	は、その出資金相当額に見合う債権。		
(7) 債権の分類基準	情務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次	 債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による	
	のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファ	 調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類	
	イナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて	 されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナン	
	│ │ 見做し債務者区分を付して分類を行う。この場合、例えばス	 スの債権について、回収の危険性の度合いに応じて見做し債	
	コアリングによる格付け及びLTV(ローン・トゥー・バリ	 務者区分を付して分類されているかを検証する。	
	ュー) やDSCR (デット・サービス・カバレッジ・レシオ)		
	等の指標を加味しながら総合的に回収の危険性を評価する		
	等、合理的な手法で行うものとする。		
	資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内		
	在するリスクを適切に勘案した上で、回収の危険性の度合い		
	に応じて分類を行うものとする。		
	住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等及び中小事業者	なお、簡易な基準により分類を行っている場合には、基準	
	向けの小口定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の	及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを	
	簡易な基準により分類を行うことができるものとする。	検証する。	
① 正常先に対する債権	正常先に対する債権については、非分類とする。	正常先に対する債権が非分類とされているかを検証する。	
② 要注意先に対する債権	要注意先に対する債権については、以下のイからホに該当	要注意先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分	
	する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等によ	類されているかを検証する。	
	り保全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とす	なお、左記に掲げる分類対象となる債権の解釈は次のとお	
	る 。	りとする。	
	イ. 不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形。		
	口. 赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対	口.「自行(庫・組)の繰越欠損金等の見合い貸出金額」及	
	する支援や旧債肩代わり資金等。	び「自行(庫・組)の融資シェア」の算定式は以下のとお	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	(注) 繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権に	りである。	
	ついては、仮に他の名目で貸し出されていても、実質的	自行(庫・組)の繰越欠損金等の見合い債権金額	
	にこれら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認め	= 繰越欠損金等の額×自行(庫・組)の融資シェア	
	られる場合は原則として当該債権を分類することとす	自行(庫・組)の融資シェア	
	る。また、その分類額の算出に当たって、どの債権がこ	自行(庫・組)の貸出金総額(割引手形を除く)	
	れら繰越欠損等の補填資金に該当するか明確でないとき	=	
	は、例外的な取扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産	当該債務者の借入金総額(割引手形を除く)	
	等の額と融資金融機関中の自行(庫・組)の融資シェア		
	を勘案して、これら繰越欠損等の補填に見合う債権金額		
	を算出することができる。		
	ハ. 金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸出	ハ. 「貸出条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務	
	条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契	者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支	
	約がなされているもの等、貸出条件に問題のある債権。	援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行って	
		いる貸出金、及び本来、収益返済によるべき設備資金など	
		を合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権	
		である。	
		「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資し	
		ている場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えてい	
		るものが該当するほか、資金使途等から判断して、一定期	
		間内に返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務	
		者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を	
		超えた返済期間となっているものである。	
		なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度	
		資金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的	
		に勘案して、貸出条件の大幅な軽減を行っているかどうか	
		又は極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、	
		制度資金を直ちに貸出条件の大幅な軽減を行っている債	
		権又は極端に長期の返済契約と判断してはならない。	
	ニ. 元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているな		
	ど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性		
	が高いと認められる債権。		

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	ホ. 債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回		
	る危険性があると認められる債権。		
③ 破綻懸念先に対する債権	破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能	破綻懸念先に対する債権について、左記に掲げるとおり、	
	見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全て	分類されているかを検証する。	
	の債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一	なお、左記に掲げる回収可能見込額の解釈は次のとおりと	
	般保証により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻	する。	
	に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部	イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証	
	分をⅡ分類とし、これ以外の部分をⅢ分類とする。	人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込ま	
	なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保	れる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了	
	評価額をⅡ分類とすることができる。	で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全	
		されていないものとして、当該部分をⅢ分類としているか	
		を検証する。	
		ロ.「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、	
		被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保	
		提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の	
		正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可	
		能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、	
		回収が確実と見込まれる部分である。	
		なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分を	
		Ⅱ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理	
		的であるかどうかを検証する。	
④ 実質破綻先及び破綻先に	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げ	
対する債権	の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権	るとおり、分類されているかを検証する。	
	以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能	また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、	
	見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清	担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と	
	算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良	回収の見込みがない部分であるIV分類に分類するものとし、	
	担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を	Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価	
	□□分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。	額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意す	
1	なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保	る。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収	なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおり	
	の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が	とする。	
	可能と認められた段階でⅡ分類とする。	イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証	
		人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込ま	
		れる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了	
		で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全	
		されていないものとして、当該部分をⅣ分類としているか	
		を検証する。	
		ロ. 実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回	
		収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該	
		債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把	
		握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債	
		務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等	
		の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる	
		部分である。	
		破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が	
		可能と認められる部分」とは、①清算人等から清算配当等	
		の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から	
		5年以内の返済見込部分、②被検査金融機関が当該会社の	
		他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できる	
		など、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清	
		算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積り	
		が合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分であ	
		る 。	
		なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分を	
		Ⅱ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理	
		的であるかどうかを検証する。	
		ハ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、民事	
		再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定	
		による破産の申立て、商法の規定による整理開始又は特別	
		清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則と	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(8) 外国政府等に対する債権	外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業に対する 債権については、その特殊性を勘案して、上記(7)によらず、 客観的事実の発生に着目して分類するものとする。例えば、 以下のような場合には、当該国の政治経済情勢等の状況を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて当該債権を分類することを検討する。 元本又は利息の支払いが1カ月以上延滞していること。 ② 決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置 (以下「債務返済の繰延べ等」という。)に関する契約が締結されていること。 ③ 債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま1カ月以上経過していること。 ④ 上記①から③に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。	して以下のとおり分類されているかを検証する。 (イ) 更生担保権を原則としてⅡ分類としているか。 (ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分をⅡ分類、5年超の返済見込部分をⅣ分類としているか。 (ハ) 切捨債権をⅣ分類としているか。 なお、更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。 二. 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、原則として、非分類ないしⅡ分類としているかを検証する。 外国政府等に対する債権については、当該国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証するものとするが、少なくとも左記に掲げる債権について、原則として分類が検討されているかを検証する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	
(9) 外国の民間企業及び海外	外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権につい	上記(8)により分類対象とされた外国政府等が所在する国	
の日系企業等に対する債権	ては、上記(7)により行うものとする。	の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、	
	ただし、延滞等の原因が当該国の外貨繰りによることが明	上記(7)による分類の検討とともに、上記(8)による分類の検討	
	らかである場合には、上記(8)に準じて分類するものとする。	を行っているかを検証する。	
	なお、自己査定に当たっては、当該国での取引形態、マー	なお、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状	
	ケットの状況、担保の状況等を勘案して行うものとする。	況等をどのように把握しているかを検証する。	
(10)未収利息		未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対	
		する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実	
		質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していな	
		いかを検証する。	
		ただし、破綻懸念先で保全状況等による回収の可能性を勘	
		案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利	
		息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われて	
		いるかを検証する。	
		要注意先については、契約上の利払日を6カ月以上経過し	
		ても利息の支払を受けていない債権について未収利息を資	
		産計上している場合、その合理性を検証する。	
		なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている	
		場合には、当該債務者に対する債権が下記(川)に基づく報告及	
		び公表の対象となっているか、本来、資産不計上とすべき未	
		収利息を資産計上し、当該未収利息に係る貸出金をリスク管	
		理債権としての開示の対象外としていないかを確認する。	
(11)金融機能再生緊急措置法	金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める債権区分	金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める基準に	
における債権区分との関係	と本検査マニュアルに定める債務者区分等との対応関係は、	基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務	
	次のとおりである。	者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを	
	なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法	検証する。	
	律」(平成 10 年法律第 143 号) 第3条第2項第1号の規定に	また、金融機能再生緊急措置法第6条に基づく資産査定の	
	より、金融機能再生緊急措置法第6条第2項に規定する基準	結果は、内閣総理大臣に報告されるとともに、同法第7条の	
1	に従い資産の査定を行う必要のある金融機関は、銀行、信託	規定により公表されることとなっている。さらに、同法第78	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、	条及び第 86 条の規定により、内閣総理大臣に対する報告に	
	信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、	虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることとされ	
	農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合	ている。	
	連合会及び銀行持株会社等である。	したがって、同法第6条の規定に基づく資産査定の結果が	
		不正確と認められる場合には、その原因(自己査定基準の適	
		切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するもの	
		か、その他の原因に起因するものかなど)及び被検査金融機	
		関の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把	
		握に努めるものとする。	
① 正常債権	正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、	左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。	
	国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先		
	に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に		
	該当する債権以外の債権である。		
② 要管理債権	要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「3 カ月以	左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証す	(注)左記の当局の監督指針と
	上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起	る。その際、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)	は、「主要行等向けの総合的
	算日として3カ月以上延滞している貸出債権)及び貸出条件	に定めるリスク管理債権に係る貸出条件緩和債権の定義及	な監督指針」「中小・地域金
	緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、	び当局の監督指針における「リスク管理債権額の開示」項目	融機関向けの総合的な監督
	当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な	の貸出条件緩和債権に係る留意事項をも参考として検証す	指針」のことであり、留意事
	一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)」	る 。	項には、「貸出条件緩和債権
	(金融機能再生緊急措置法施行規則第4条)をいう。	なお、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に3	関係Q&A」を含む。
	なお、要注意先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の	カ月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検	(注) なお、左記の適用に当たっ
	債権に分けて管理するものとする。	証する。	ては、「金融検査マニュアル
		(注) 実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日	別冊 [中小企業融資編]」の
		近くに実行された貸出金の資金使途が元金又は利息の	事例(18~26)も参照。
		返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸	
		出金の資金トレースを行うなどの方法により確認する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
③ 危険債権④ 破産更生債権及びこれら に準ずる債権	生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に 対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に	左記に掲げる債権が危険債権とされているかを検証する。 左記に掲げる債権が破産更生債権及びこれらに準ずる債権とされているかを検証する。	
(12)連結対象子会社に対する 債権 2. 有価証券の分類方法	対する債権及び破綻先に対する債権である。	連結対象子会社(いわゆる関連ノンバンクを含む。)に対する債権については、原則として以下の方法により分類されているかを検証する。 ① 被検査金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合連結対象子会社の資産について、原則として被検査金融機関の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行い、連結対象子会社の財務状況等を的確に把握した上で、債務者区分を行い、分類を行う。ただし、連結対象子会社の業種、所在国の現地法制等により、被検査金融機関の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行うことが困難な場合は、被検査金融機関の自己査定の方法に準じた方法により行った資産査定結果をもとに、債務者区分を行い、分類することができる。 ② 他の金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行う。	
(1) 基本的な考え方	有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分(売買目	有価証券の保有目的区分及び評価については、「金融商品	「金融商品に関する会計基準」
	的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式、	に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づいて適	等には、「金融商品会計に関する

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	その他有価証券)に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全	正に行われているか検証する。	実務指針」及び「金融商品会計に
	性に照らし、分類を行うものとする。		関するQ&A」を含む。
	また、時価を把握することが極めて困難と認められる有価		
	証券又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断		(注)「実質価額」とは、「金融 商
	は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状		品会計に関する実務指針」第
	況等に基づき行うものとする。		92 項(時価を把握することが
			極めて困難と認められる株式
(2) 時価評価の対象となっ	帳簿価額を非分類とする。	帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	の減損処理)による実質価額
ている有価証券(売買目的			をいう。以下同じ。
有価証券及び時価が把握で			
きるその他有価証券)			
(3) 時価評価の対象となっ			
ていない有価証券(満期保			
有目的の債券、子会社・関			
連会社株式及び時価を把握			
することが極めて困難と認			
められるその他有価証券)			
① 債券	│ │ 債券については、原則として、以下のイ~ハの区分に応じ	 債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを	
	ー この対象を行う。	- 検証する。	
		- 債券について、適正な時価が把握されているか検証すると	
	イ.非分類債券	ともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検	
	次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類と	証する。	
	する。		
	(イ) 国債、地方債		
	(ロ) 政府保証債 (公社・公団・公庫債等)		
	(ハ) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特		
	殊法人、政府出資のある会社の発行する債券)		
	(二) 金融債		
	(ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリ		

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	プルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行する		
	すべての債券		
	ロ. 満期保有目的の債券 (上記イに該当する債券を除く。)		
	(イ) 時価が把握できるもの	適正な時価が把握されているか検証する。	
	① 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を		
	非分類とする。		
	② 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額		
	を非分類とし、帳簿価額と時価の差額を、原則として、		
	Ⅱ分類とする。		
	(ロ) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの		
	原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危	債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検	
	険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。	証する。	
	ハ. その他有価証券の債券(上記イに該当する債券を除く。)		
	原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険	債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検	
	性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。	証する。	
② 株式	株式については、原則として、以下のイ~ハの区分に応じ	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを	
	て分類を行う。	検証する。	
		適正な時価又は実質価額が把握されているか検証すると	
	イ.非分類株式	ともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検	
	次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類と	証する。	
	する。	なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体	
	(イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発	の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出して	
	行する株式	いるかを検証する。	
	(ロ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリ	デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」という。)	(注) いわゆる実質DES及びD
	プルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式	により取得した株式の帳簿価額については、「デット・エク	ESの取り扱いについては、
		イティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関	「監査上の留意事項につい
	ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。)	する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委	て」(平成 17 年 3 月 11 日日
	① 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、	員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。特	本公認会計士協会)を参照。
	帳簿価額を非分類とする。	に、真正なDESであるかどうかの検証項目等に留意する。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	② 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、	また、DESにより取得した株式を含む種類株式の期末評	
	時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価	 価については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上	
	又は実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分	の取扱い」(平成 15 年 3 月 13 日企業会計基準委員会) に基	
	類とする。	│ づいて適正に評価されているかを検証する。特に評価モデル	
	ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期	の仮定の適切性に留意する。	
	間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当		
	額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の		(注) 帳簿価額と時価又は実質価
	差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとす		額相当額の差額に相当する
	వ .		額をⅢ分類とする場合には、
			「子会社株式等に対する投
	ハ. その他有価証券の株式(上記イに該当する株式を除く。)		資損失引当金に係る監査上
	① 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額		の取扱い」(平成 13 年 4 月 17
	を非分類とする。		日日本公認会計士協会)を参
	② 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額		照。
	相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額		
	に相当する額をⅡ分類とする。		
	ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低		
	下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿		
	額と実質価額相当額の差額に相当する額を皿分類とする		
	ことができるものとする。		
③ 外国証券	 外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に	 	
	応じて分類を行うものとする。	かを検証する。	
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	イ、非分類外国証券	いるか検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象とな	
	次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分	るものがないか検証する。	
	類とする。		
	(1) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国		(注)「日本国が加盟している条
	と国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及		約に基づく国際機関」とは、
	び地方公共団体の発行する債券		国際復興開発銀行(IBR
	(ロ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた		D)、国際金融公社(IFC)、

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	金融機関の発行する株式及び債券		米州開発銀行 (IDB)、欧
	(ハ) 信用格付業者の格付符号が「BBB(トリプルB)」相		州復興開発銀行(EBRD)、
	当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債		アフリカ開発銀行(AfD
	券及び同債券を発行する会社の発行する株式		B)、アジア開発銀行(A D
			В) である。
	ロ. 上記イ以外の外国証券		
	原則として、上記①債券ロ、ハ及び②株式ロ、ハの分類		
	方法に準じて分類を行うものとする。		
④ その他の有価証券	その他の有価証券は、上記(1)、(2)、(3)及び下記(4)に準じて	ファンドについては、その種類・内容・リスク特性等の特	
	分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び証券投資信託等	徴を踏まえて、必要に応じて購入先などから詳細な各種情報	
	のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。	を入手し、金融機関が自ら適切にファンドの資産性や評価に	
		ついて、検討しているかを検証する。	
 (4) 減損処理			
①時価が把握できるもの	- 売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握でき	 イ. 時価が著しく下落しているものについて、回復可能性を	(注)減損処理の具体的処理につ
	 るものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込	検討しているかを検証する。	いては、「金融商品会計に関
	│ │ みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価	口、回復可能性を検討した結果、回復の可能性があると認め	する実務指針」第 91 項、第
	│ 又は償却原価との差額をⅣ分類とする。	られるものを除いて、減損処理の対象としているかを検証	92 項、第 283-2 項、第 284
		する。	項及び第 285 項を参照。
		ハ. 上記イ、口を踏まえて、減損処理が必要な場合、時価と	
		その取得原価又は償却原価との差額をⅣ分類としている	
		か検証する。	
② 時価を把握することが極	 時価を把握することが極めて困難と認められる株式につい	株式の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式の実	
めて困難と認められる株式	て、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が	質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、	
	著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差	当該実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下してい	
	額をⅣ分類とする。	る場合は、当該差額をⅣ分類としているか検証する。	
	ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるの	Ⅳ分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によ	
	であれば、当該差額をⅣ分類としないことができる。	って裏付けられているか検証をする。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
3. デリバティブ取引の分類方法	デリバティブ取引の査定に当たっては、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 イ. 時価評価が行われているもの 帳簿価額を非分類とする。 ロ. 時価評価が行われていないもの 原則として、債権と同様の方法により、価値の毀損の危	帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	
4. その他の資産(債権、有価証券及びデリバティブ取引以外)の分類方法	るものとする。 なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査金融機関が抱えている信用	その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づいて適切に行われているかを検証する。また、その他の資産が左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機	「金融商品に関する会計基準」 等には、「金融商品会計に関する 実務指針」及び「金融商品会計に 関するQ&A」を含む。
(1) 仮払金	リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する ものとする。 貸出金に準ずる仮払金(支払承諾に基づき代位弁済を行っ たことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払 金)以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損 の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。	関が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の 度合いに応じて分類されているかを検証する。 貸出金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類されているかを検証 する。	
(2) 動産・不動産	店舗等営業用として使用されていないいわゆる所有動産・不動産については、原則として、帳簿価額をⅡ分類とする。 また、営業用、非営業にかかわらず、減損会計を適用した	動産・不動産について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 なお、①職員の福利厚生の目的としているが利用実績が殆	(注) 動産・不動産のうち固定資 産の減損については、「固定 資産の減損に係る会計基準」

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類額	どないもの、及び②現に営業目的に供されていないか、今後、	(平成 14 年 8 月 9 日企業会
	とする。	営業目的に供することが確実でないもの、を所有動産・不動	計審議会)等を参照。
		産として分類しているかを検証する。	
(3) ゴルフ会員権	イ. ゴルフ会員権については、有価証券の減損処理に準じて	ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されて	(注) ゴルフ会員権の減損処理等
	分類する。	いるかを検証する。	の具体的処理については、
			「金融商品会計に関する実
	ロ. また、福利厚生用として保有しているものを除き、原則		務指針」第 135 項及び第 311
	として帳簿価額をⅡ分類とする。		項を参照。
	ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められ		
	る場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方に基		
	づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた		
	者が発行するものは帳簿価額をⅡ分類、実質破綻先及び破		
	綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なも		
	のは帳簿価額をⅡ分類、施設の利用が不可能なものは帳簿		
	価額をⅣ分類に分類するものとする。		
	なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券	有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げる	
	の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類	とおり、分類されているかを検証する。	
	するものとする。		
	また、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、		
	簡易な基準により分類を行うことができるものとする。		
(4) その他の資産	上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、	その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類され	
	回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類	ているかを検証する。	
	するものとする。	イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金	
	なお、その他の資産のうち、金融商品取引法上の有価証券	額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認	
	に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うもの	められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法に	
	については、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行う	より分類されているかを検証する。	
	ものとする。	なお、特定取引勘定設置銀行が特定取引勘定において、	
		一般事業会社が発行した買入金銭債権を継続的に買い入	
		 れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、分類	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		のみならず、自己資本比率の算定が不正確となるととも	
		に、銀行法施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)第 13	
		条の6の3第3項、第4項(勘定間振替の禁止)の趣旨に	
		反する行為であり、そのような取扱いが行われていないか	
		を検証する。	
		ロ. 被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合	
		において、当該貸付債権信託受益権を被検査金融機関が保	
		有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様	
		の方法により分類しているかを検証する。	